



(患者さんの診療に忙しい斎藤先生)

## 白磯に医師住宅が完成

中九月開業  
中診療科目は外科・内科・一般

飯岡・一ノ宮線道路、関十字路から東へ一歩行った木戸九六二〇(四)番地に町立医師住宅が建設され、九月から開業しました。  
医師住宅は一〇一平方メートルで敷地面積は三〇〇平方メートルです。待合室も十人位が楽に座れる広々としたスペースを取っています。また回りは山林などに囲まれ、静かな診療所で、町民に好評です。バス交通の利用の方は尾垂浜停留所から歩いて三分のところにあります。



(白磯に開業した町立診療所)

最近人口の過密、過疎現象で、私たちの健康を守る医療についても、医師の絶対数の不足から医師は都会に集中し、農村に開業する医師が少なくなりました。当町においても年々お医者さんが少なくなりました。  
そこで、地域住民の皆さんに医療の不安を覚えさせないため、医師を誘致し、開業して頂きました。医師は斎藤広先生で、外科、内科、一般の診療です。診療時間は午前八時から午後一時三十分から五時まで、日曜、祭日は休診です。

### 貸付条件一覧表

| 資金の種類         | 貸付限度     | 据置期間                              | 償還期限     | 備考                              |  |
|---------------|----------|-----------------------------------|----------|---------------------------------|--|
| 更生資金          | 生業費      | 円以内<br>250,000                    | 以内<br>1年 | 以内<br>6年                        | 貸付限度、特に必要と認められる場合<br>500,000円以内                      |
|               | 支度費      | 30,000                            | 6月       | 6年                              |  |
|               | 技能習得費    | 月 3,000                           |          |                                 |  |
| 身体障害者<br>更生資金 | 生業費      | 250,000                           | 1年       | 8年                              | 貸付限度、特に必要と認められる場合<br>500,000円以内                      |
|               | 支度費      | 30,000                            | 6月       |                                 |  |
|               | 技能習得費    | 月 3,000                           | 1年       | 貸付期間 3年以内                       |  |
| 生活資金          | 月 11,000 | 6月                                | 5年       | 貸付期間、技能習得費又は療養資金借受中             |  |
| 福祉資金          | 50,000   | 6月                                | 3年       |                                 |  |
| 住宅資金          | 300,000  | 6月                                | 6年       |                                 |  |
| 修学資金          | 修学費      | 高校<br>月 3,000<br>短大・高専<br>月 7,000 | 6月       | 8年                              | 貸付限度、特に必要と認められる場合<br>高校月 4,000円以内、短大・高専月<br>9,500円以内 |
|               | 就学支度費    | 30,000                            |          |                                 |  |
| 療養資金          | 100,000  | 6月                                | 5年       | 貸付限度、特に必要と認められる場合<br>150,000円以内 |  |
| 災害援護資金        | 200,000  | 1年                                | 6年       |                                 |  |

## 世帯更生資金制度について

### 厚生課福祉係

収入が少ないために営業、住宅医療、修学、災害などの資金で、お困りの方は、世帯更生資金を御利用下さい。  
この資金の特徴は、償還期間(最高八年)が長いこと。貸付利率(年三パーセント)。ただし据置期間

間中及び修学資金は無利子)が、やすいことなど八種類の資金制度があることです。  
このほか、くわしいことは近く  
の民生委員または厚生課福祉係へ  
おたずね下さい。  
なお貸付条件は次のとおりです。

### 十月から

### 福祉年金が改正

#### 住民課年金係

福祉年金の月額が、十月一日から次のとおりになりに改訂され支給されることになりました。

- ◎ 老令年金 五〇〇〇円
  - ◎ 障害福祉年金 七五〇〇円
  - ◎ 母子、準母子年金 六五〇〇円
- くわしいことは住民課年金係に問い合わせ下さい。

### 十月一日から

### 赤い羽根運動始まる

十月一日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動がはじまりました。  
この赤い羽根共同募金は全国の経済的に恵くまれない子供たち、身体障害者、施設などに少しでも役に立ててもらおうと行なう運動です。

町でも区長さん、奉仕員皆さんの協力を得て、当町の募金目標額三五万五四〇円達成のため、この運動を展開することになりました。  
ことしはまた、皆さんの善意の結集で、私たちの住む町や村を、不幸な人、気の毒な人のいない明るい住みよい地域社会をつくることのできますように、皆さんのご協力をお願いいたします。